

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
基本方針Ⅱ 社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援					
1 困難な状況ごとの取組					
1-（1）いじめ					
支援体制の整備					
131	教育庁	◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	小・中：区 市町村 高：都	◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	小・中：区市町村 高：都
132	教育庁	◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。	区市町村	◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。	区市町村
133	教育庁	◆「東京都いじめ相談ホットライン」 ・24時間体制で、いじめ相談対応の専用電話を設置しています。	都	◆「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」 ・24時間体制で、いじめ相談対応の専用電話を設置しています。	都
134	教育庁	◆学校問題解決サポートセンター ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。	都	◆学校問題解決サポートセンター ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。	都
135	教育庁	◆都立学校における取組 ・高等学校や特別支援学校において、児童・生徒の課題等に対して、福祉的な支援を行うことができるようにするため、モデル校を指定し巡回して支援を行うなど、都立学校におけるスクールソーシャルワーカーによる支援・相談・連絡体制等の在り方について検証を行います。	都	◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業 ・平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業生の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・また、上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
136 137	教育庁	<p>学校における「いじめ総合対策」の推進</p> <p>◆4つのポイント ポイントⅠ 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》 ○個々の教員がいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づいて対応するとともに、学校全体で組織的に対応します。 ○具体的な取組 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・学校いじめ対策委員会の全校設置 ・「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見 ・いじめに関する研修の充実 など ポイントⅡ 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す 《被害の子供を守る》 ○被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、安心して学校生活を送ることができるよう、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底して行います。 ○具体的な取組 ・学校いじめ相談メールの実施 ・スクールカウンセラーによる全員面接（小5・中1・高1） ・いじめ実態調査等の実施 ・スクールカウンセラー等を活用したケア ・被害の子供の登下校への付き添い ・加害の子供への組織的・継続的な観察・指導 など</p> <p>ポイントⅢ いじめを見て見ぬふりをせず、声をあげられる学校づくり 《周囲の子供に働き掛ける》 ○学校は、周囲の子供がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通すとともに、周囲の子供からの発信を促すため、子供による主体的な取組を支援します。 ○具体的な取組 ・いじめに関する授業の実施 ・「いじめ防止カード」の活用 ・児童会・生徒会等による主体的な取組への支援 ・登下校時の付添い等による周囲の子供の安全の確保 など ポイントⅣ 保護者・地域・関係機関との連携《社会総がかりで取り組む》 ○いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要です。 ○具体的な取組 ・学校サポートチームの全校設置 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア ・学校便りや保護者会の積極的な活用 ・地域人材を活用した登下校時の見守りの実施 ・状況に応じた警察や医療機関、福祉機関等との連携 など</p>	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント</p> <p>○ポイント1 軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》</p> <p>○ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》</p> <p>○ポイント3 相談しやすい雰囲気の中で、いじめから子供を守り通す 《学校教育相談体制の充実》</p> <p>○ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》</p> <p>○ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》</p> <p>○ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する 《地域、関係機関等との連携》</p>	小・中：区市町村 高：都 特：都、区

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
138	教育庁	<p>◆4つの段階ごとの取組</p> <p>(1) 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～ ・教員の指導力の向上と学校の組織的対応 ・いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組</p> <p>(2) 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～ ・いじめの「見える化」 ①子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知 ②被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信 ・学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見 ・保護者・地域との連携</p> <p>(3) 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～ ・学校いじめ対策委員会を核とした対応 ・被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組 ・所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携</p> <p>(4) 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一体となって子供を守り通す～ ・被害の子供の保護・ケア ・加害の子供への働き掛け ・所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携 ・いじめ防止対策推進法に基づく調査</p>	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆四つの段階に応じた具体的な取組</p> <p>1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～ (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底 (3) いじめを許さない指導の充実 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成 (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成</p> <p>2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～ (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知 (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く認知 (3) 全ての教職員による子供の状況把握 (4) 子供たちの訴えを確実に受け止める体制の構築 (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報</p> <p>3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～ (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底 (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例 (4) 重大事態につながらないようにするための対応 (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援</p> <p>4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～ (1) 重大事態発生時の判断 (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援 (3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援 (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決 (5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告</p>	小・中：区市町村 高：都
教育委員会の取組					
139	教育庁	<p>◆いじめ防止DVD教材、指導資料の作成</p> <p>・「STOPいじめ ～あなたは大丈夫?～」 ・「いじめについて考えてみよう ～あなたの周りでこのようなことはありませんか?」 ・「いじめ問題に対応できる力を育てるために いじめ防止教育プログラム」</p>	都	<p>◆いじめ防止等の対策の推進に向けた指導資料の作成</p> <p>○いじめ防止のための「学習プログラム」</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 互いの個性の理解 望ましい人間関係の構築 規範意識の醸成 <p>○いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」の作成</p> <ol style="list-style-type: none"> 「いじめ」の定義の確実な理解 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進 いじめ問題の解消に向けた組織的な取組 いじめを生まない環境づくり いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知 いじめの早期発見のための情報共有 いじめの解消に向けて効果のあった取組 	都
140	教育庁	<p>◆「いじめ等の問題解決支援チーム」</p> <p>・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。</p>	都	<p>◆「いじめ等の問題解決支援チーム」</p> <p>・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。</p>	都
141	教育庁	<p>◆「いじめ問題対策連絡協議会」</p> <p>次の事項について協議します。</p> <p>・都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項 ・いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項 ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</p>	都	<p>◆「東京都いじめ問題対策連絡協議会」</p> <p>次の事項について協議します。</p> <p>・都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項 ・いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項 ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項</p>	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
142	教育庁	<p>◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> 都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。 教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べるすることができます。 都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。 	都	<p>◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」</p> <ul style="list-style-type: none"> 都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。 教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べるすることができます。 都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。 	都
1-（2）不登校・中途退学					
相談・支援体制					
143	教育庁 (再掲 No.131)	<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校）</p> <p>不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。</p>	小・中：区 市町村 高：都	<p>◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校）</p> <p>不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。</p>	小・中：区市町村 高：都
144	教育庁 (再掲 No.132)	<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。 	区市町村	<p>◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。 	区市町村
145	教育庁	<p>◆都立高校中途退学者未然防止と中途退学者等への進路支援事業（モデル事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行います。 (1) ユース・アドバイザーの活用 <ul style="list-style-type: none"> 都立高校の中途退学者をより一層減少させるため、専門人材からなる「進路指導支援チーム（仮称）」を都立高校に派遣し、学校の取組を支援します。 (2) ハローワークとの連携 <ul style="list-style-type: none"> 在学中からの切れ目のない支援をハローワーク等の関係機関とも連携して行い、将来の社会的・職業的自立につなげます。 (3) 「個に応じた支援」 <ul style="list-style-type: none"> 中途退学未然防止及び中途退学者への切れ目のない支援を効果的に実施するため、個に応じた支援アプローチの手法を開拓します。 	都	<p>◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から就労支援や福祉の支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定卒業者の課題を多く抱える都立学校を対象に自立支援チームを継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて自立支援チームを派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。 また、就労支援機関や若者支援機関と連携し生徒等の自立に向けた支援を行っています。 ◆NPO等と連携した学びのセーフティネット事業 <ul style="list-style-type: none"> 不登校等、高校生活に困難を抱えている生徒や都立高校中途退学者等に対して、NPO等と連携した支援を行っています。 	都
146	教育庁	<p>◆教育相談センターにおける個別相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。 	都	<p>◆教育相談センターにおける個別相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。 	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
147	教育庁	<p>◆「青少年リスタートプレイス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青少年リスタートプレイス」を設置しており、子供やその保護者に対する相談や助言を行います。 (1) 電話相談・来所相談 <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校への入学・転学・編入学等に関する相談に応じます。 (2) リスタート登録 <ul style="list-style-type: none"> ・登録をした人には定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 (3) 進路相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、適切な進路選択を支援します。 (4) つどい <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて考え、語り合う場を提供します。 (5) 就学サポート <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。 	都	<p>◆「青少年リスタートプレイス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青少年リスタートプレイス」を設置しており、子供やその保護者に対する相談や助言を行います。 (1) 電話相談・来所相談 <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校への入学・転学・編入学等に関する相談に応じます。 (2) リスタート登録 <ul style="list-style-type: none"> ・登録をした人には定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 (3) 進路相談会 <ul style="list-style-type: none"> ・都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、適切な進路選択を支援します。 (4) つどい <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将来のことなどについて考え、語り合う場を提供します。 (5) 就学サポート <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。 	都
148	教育庁	<p>◆定時制高校における中途退学未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定時制課程1学年を対象に専門家を学校に派遣し、グループエンカウンターなど人間関係づくりを行う活動を行い、学校や学級への帰属意識を高め、中途退学の防止に取り組みます。 	都	<p>◆定時制高校における中途退学未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度より定時制課程（55校）に在籍する1学年生徒に講師が生徒を対象にエンカウンターの実施を行っています。 ・平成30年度までは年3回実施していたところ、令和元年度より2年2回で実施します。 	都
149	教育庁	<p>◆「不登校・若者自立支援フォーラム」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒や保護者、教員、教育相談担当者等を対象として、フォーラムを開催し、不登校を克服した人の話や不登校を具体的に解消した具体的な事例を紹介し、学校復帰や社会的自立に向けた支援の充実と、関係者の連携を推進しています。 	都	<p>◆「令和元年度児童・生徒支援フォーラム～不登校への適切な支援に向けて～」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童・生徒や保護者、教員、教育相談担当者等を対象として、フォーラムを開催します。内容は、不登校を生まない魅力ある学校づくりに関する講演や不登校児童・生徒等を支援している方によるパネルディスカッションを計画しています。 	都
学び直しの支援					
150	教育庁 (再掲 No.20)	<p>◆チャレンジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。 	都	<p>◆チャレンジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。 	都
151	教育庁 (再掲 No.21)	<p>◆エンカレッジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個に応じた指導と分ける授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。 	都	<p>◆エンカレッジスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個に応じた指導と分ける授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。 	都
152	教育庁	<p>◆単位制高校（多様な学習型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習ができます。 	都	<p>◆単位制高校（多様な学習型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習ができます。 	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
1-（3）障害のある子供・若者への支援					
障害児支援の充実					
153	福祉保健局	◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的な支援を行う「児童発達支援センター」の設置を促進します。 ・また、児童発達支援センター等の職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援などを活用して、一般的な子育て支援施設における障害児の受け入れを促進します。	区市町村	◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的支援を行う「児童発達支援センター」が、各区市町村に少なくとも1か所以上設置されるよう、整備を促進します。	区市町村
新規	福祉保健局			◆保育所等訪問支援の設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・保育所等訪問支援を全ての区市町村において利用できる体制を構築し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うことにより、保育所等の一般的な子育て支援施設における障害児の受け入れを促進します。	区市町村
154	福祉保健局	◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。	区市町村	◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。	区市町村
155	教育庁	◆早期教育の充実 ・聴覚に障害のある乳幼児の発達を促すため、幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施しています。 ・医師、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を導入し、個別指導プログラムの作成やケースカンファレンスを通じて担当教職員に専門的見地からの助言を行います。	都	◆早期教育の充実 ・幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児指導を実施しています。 ・また、担当教職員に対して、医師、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家による専門的見地からの助言を行っています。	都
156	福祉保健局	◆学童クラブ事業 ・学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な経費を支援しています。	区市町村	◆学童クラブ事業 ・学童クラブにおいて、障害のある子供を受け入れるために必要な経費を支援しています。	区市町村
157	福祉保健局	◆手当の支給 ・心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。	都	◆手当の支給 ・心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
特別支援教育の充実					
158	教育庁	<p>◆就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）</p> <p>・東京都特別支援教育推進室が都の特別支援教育を推進する中核としての役割を担い、「就学・入学相談機能」、「情報提供機能」、「理解啓発機能」、「関係機関の連携調整機能」を備えています。</p>	都	<p>◆就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室）</p> <p>就学相談の件数が増加し、相談内容が複雑化・多様化している状況にあって、幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学を図るため、就学相談の基本的な考え方や流れ等を説明した「就学相談の手引き」を発行するとともに、区市町村教育委員会の就学相談担当者向けの説明会や早期支援・早期連携を円滑に進めるために就学前機関職員向けの講習会等を実施し、最新の資料及び専門性向上に資する情報提供を図っています。</p>	都
159	教育庁総務局	<p>◆高等学校等への受入れ体制の整備</p> <p>・都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。</p> <p>・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。</p> <p>①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設、⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造等）</p>	都 公立大学法人 首都大学 東京（都立 産業技術高等 専門学校）	<p>◆高等学校等への受入れ体制の整備</p> <p>・都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。</p> <p>・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。</p> <p>①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設、⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造等）</p>	都
160	教育庁	<p>◆都立特別支援学校の適正な規模と配置</p> <p>・東京都特別支援教育推進計画に基づき、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。</p> <p>・あわせて、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組みます。</p>	都	<p>◆都立特別支援学校の適正な規模と配置</p> <p>・東京都特別支援教育推進計画に基づき、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。</p> <p>・あわせて、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組みます。</p>	都
161	教育庁	<p>◆都立特別支援学校における外部専門家の導入</p> <p>・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。</p> <p>・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。</p>	都	<p>◆都立特別支援学校における外部専門家の導入</p> <p>・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。</p> <p>・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。</p>	都
162	教育庁	<p>◆特別支援教育の理解啓発の推進</p> <p>・都内に3所ある学校経営支援センターを拠点として地域に密着した理解啓発行事を実施（年1回）し、障害のある児童・生徒等が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒等一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行います。</p>	都	<p>◆特別支援教育の理解啓発の推進</p> <p>・各学校経営支援センターによる理解啓発行事を年1回実施しています。</p>	都
163	生活文化局	<p>◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成</p> <p>・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成しています。</p>	都	<p>◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成</p> <p>・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成しています。</p>	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
発達障害等のある子供・若者への支援					
164	教育庁	<p>◆小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進</p> <p>・学校段階ごとの取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人一人がその能力を最大限伸ばしていけるよう、総合的な計画※を策定します。※「東京都発達障害教育推進計画（仮称）」</p>	都 区 市 町 村	<p>◆小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進</p> <p>・学校段階ごとの取組に加え、発達障害に関する理解促進を含めて、発達障害教育の課題と必要な施策について検討し、小・中、高等学校それぞれの段階を通じて、児童・生徒一人一人がその能力を最大限伸ばしていけるよう、「東京都発達障害教育推進計画」を平成29年3月に策定しています。</p>	都 区 市 町 村
165	教育庁	<p>【小・中学校】</p> <p>(1) 発達障害の児童が在籍校・在籍学級において適切な指導・支援を受けられるよう全ての公立小学校への「特別支援教室」の円滑な導入に向け、区市町村を支援します。</p> <p>(2) 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行います。</p>	都 区 市 町 村	<p>【小・中学校】</p> <p>(1) 発達障害の児童が在籍校・在籍学級において適切な指導・支援を受けられるよう全ての公立小学校への「特別支援教室」の円滑な導入に向け、区市町村を支援します。</p> <p>(小学校については平成30年4月に全校で導入)</p> <p>(2) 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行いました。</p>	都 区 市 町 村
166	教育庁	<p>【高等学校】</p> <p>(1) 全ての都立高等学校等で特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援します。</p> <p>(2) 都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行います。</p> <p>(3) 都立高等学校等からの要請に応じて、心理の専門家を巡回相談に派遣しています。</p>	都	<p>【高等学校】</p> <p>(1) 全ての都立高等学校等で特別支援教育を充実するため、特別支援教育コーディネーターの研修や協議会を充実し、関係機関・専門家等との適切な連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の円滑な実施等を支援します。</p> <p>(2) 都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒を支援する専門家等の活用についての研究を行いました。</p> <p>(3) 都立高等学校等からの要請に応じて、心理の専門家を巡回相談に派遣しています。</p>	都
167	福祉保健局	<p>◆発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <p>・発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。</p> <p>（対象）自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p>	都	<p>◆発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業）</p> <p>・発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。</p> <p>（対象）自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族</p>	都
168	教育庁	<p>◆区市町村との連携体制の構築</p> <p>(1) 「エリア・ネットワーク」の定着</p> <p>・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。</p> <p>・発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。</p> <p>(2) 都立特別支援学校のセンター的機能の発揮</p> <p>・都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。</p>	都 区 市 町 村	<p>◆区市町村との連携体制の構築</p> <p>(1) 「エリア・ネットワーク」の定着</p> <p>・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。</p> <p>・発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。</p> <p>(2) 都立特別支援学校のセンター的機能の発揮</p> <p>・都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。</p>	都 区 市 町 村

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
職業教育の充実					
169	教育庁	<p>◆特別支援学校における就労支援 ・都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。</p> <p>(1) 民間の活力による企業開拓等 ・民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。</p> <p>(2) 企業向けセミナーの実施 ・企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。</p> <p>(3) 広域特別支援連携協議会（「就学支援部会」及び「就労支援部会」） ・児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現するため、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的として設置し、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めています。</p>	都	<p>◆特別支援学校における就労支援 ・都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。</p> <p>(1) 民間の活力による企業開拓等 ・民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。</p> <p>(2) 企業向けセミナーの実施 ・企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。</p> <p>(3) 広域特別支援連携協議会（「就学支援部会」及び「就労支援部会」） ・児童・生徒のライフステージに応じた効果的な支援を実現するため、各関係機関相互の連絡・調整や区市町村の関係部署との連絡・調整を行うことを目的として設置し、地域における特別支援教育推進のための連携体制づくりを進めています。</p>	都
170	教育庁	<p>◆高等部職能開発科の設置 ・知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。</p>	都	<p>◆高等部職能開発科の設置 ・知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。</p>	都
一般就労に向けた支援の充実・強化					
171	福祉保健局	<p>◆区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。 ・福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。</p>	区市町村	<p>◆区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。 ・福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。</p>	区市町村
172	産業労働局 福祉保健局	<p>◆障害者就業・生活支援センター事業 ・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。</p>	都国（東京労働局）	<p>◆障害者就業・生活支援センター事業 ・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。</p>	都国（東京労働局）
雇用の場と機会の提供					
173	福祉保健局	<p>◆障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。</p>	区市町村	<p>◆障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。</p>	区市町村
多様な職業訓練・職場実習の機会の提供					
174	産業労働局	<p>◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 ・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施しています。</p>	都	<p>◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 ・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施しています。</p>	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
175	産業労働局	◆障害者職業訓練の地域展開 ・身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。（城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校）	都	◆障害者職業訓練の地域展開 ・身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。（城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校）	都
176	産業労働局	◆障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 ・雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。	都	◆障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 ・雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。	都
177	福祉保健局	◆企業就労意欲促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・福祉施設等から職場実習等により障害者を受け入れるために必要な企業内の設備の整備等に要する経費の一部を補助することにより、受入先を確保し、一般就労への移行を促進します。	区市町村	（事業終了）	
178	福祉保健局	◆精神障害者社会適応訓練事業 ・精神障害者の回復途上で就労が困難なものに対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行います。	都	◆精神障害者社会適応訓練事業 ・回復途上で就労が困難な精神障害者に対し、障害を軽減させ職場適応を促すため、実際の職場において生活指導及び社会適応訓練を行います。	都
179	福祉保健局	◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業 ・在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労の機会を提供するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を促進します。	都	◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業 ・在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままでプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労を推進するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を支援します。	都
雇用促進に向けた企業への支援策					
180	産業労働局	◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業 ・「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 ・また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。	都	◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業 ・「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 ・また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。	都
181		◆ハローワーク ・更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 ・各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。 ・障害特性に応じたきめ細かい支援の実施 (1)精神障害者 ・全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 (2)発達障害者、難治性疾患患者 ・東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ジョブコーチ支援、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金等を活用して就職促進を図ります。	国（東京労働局）	◆ハローワーク ・更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 ・各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。 ・障害特性に応じたきめ細かい支援の実施 (1)精神障害者 ・全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 (2)発達障害者、難治性疾患患者 ・東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等を活用して就職促進を図ります。	国（東京労働局）

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
182	産業労働局	◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進しています。	都	◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進しています。	都
福祉施設における就労支援の充実・強化					
183	福祉保健局	◆工賃アップセミナー事業 ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。	都	◆工賃アップセミナー事業 ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。	都
184	福祉保健局	◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。	都	◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。	都
185	福祉保健局	◆共同受注マッチングモデル事業 ・受注マッチングを促進する専門の推進員を配置し、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施することで、広域的な共同受注体制について検証します。 ・共同受注体制を活用することで、障害者福祉施設等の受注機会の拡大及び工賃アップを実現していきます。	都	◆区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 ・就労継続支援B型事業所等で構成する区市町村ネットワークや、区市町村、企業、その他関係者からなる共同受注推進協議会を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。	都
186	福祉保健局	◆福祉・トライアルショップの展開 ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。	都	◆福祉・トライアルショップの展開 ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。	都
187	福祉保健局	◆経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。	区市町村	◆経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。	区市町村
188	福祉保健局	◆作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。	区市町村	◆作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。	区市町村
189	福祉保健局	◆日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供します。 ①生活介護、②自立訓練（機能訓練・生活訓練）、③就労移行支援、④就労継続支援（A型・B型）	区市町村	◆日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供する。 ①生活介護②自立訓練（機能訓練・生活訓練）③就労移行支援④就労継続支援（A型・B型）	区市町村
1-（4）若年無業者（ニート）、非正規雇用対策					
若年無業者（いわゆるニート）への就労・職業訓練					
190	—	◆地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）（厚生労働省認定事業） ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施しています。	国（東京労働局）	◆地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）（厚生労働省認定事業） ・ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施しています。	国（東京労働局）

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
191	産業労働局	<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事による社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門スタッフのもとで、就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援メニュー及び若者支援に携わっているスタッフ向けのセミナーを実施しています。 	都	<p>◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働くことによる社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門スタッフのもとで就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援プログラムを実施しています。 ・若者の就労支援機関のスタッフ向けセミナーを実施しています。 	都
正規雇用化のための就労支援					
192	産業労働局	<p>◆非正規雇用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 ・国のキャリアアップ助成金に上乗せする助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・若者応援宣言企業に対する非正規の若者の採用奨励金により、若者の正規雇用化を推進します。 ・若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。 ・正社員となる機会に恵まれず非正規雇用の期間が長期化した就職氷河期世代を対象に、個人の職務経験等に応じたきめ細かな支援プログラムを提供し、正規雇用化を支援します。 	都	<p>◆非正規雇用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 ・国のキャリアアップ助成金に上乗せする助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。 ・正社員となる機会に恵まれず非正規雇用の期間が長期化した就職氷河期世代を対象に、個人の職務経験等に応じたきめ細かな支援プログラムを提供し、正規雇用化を支援します。 	都
193	—	<p>◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組んでいます。 	国（東京労働局）	<p>◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組んでいます。 	国（東京労働局）
194	—	<p>◆若者応援宣言企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の採用・育成等に積極的に取り組む企業として、宣言書をハローワークに届け出た企業を「若者応援宣言企業」とし、ハローワークを通じて企業の魅力発信等を実施することにより、若者等の正社員就職等を推進しています。 	国（東京労働局）	(事業終了)	
195	(再掲 No.106)	<p>◆わかものハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用を目指す若者等（概ね45歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 	国（東京労働局）	<p>◆わかものハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規雇用を目指す若者等（概ね45歳未満の者）を対象として、各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、職業相談、職業紹介等を実施しています。「わかもの」をトータルにサポートするハローワークとして都内には3か所あります。 	国（東京労働局）
196	—	<p>◆トライアル雇用制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るため、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試用雇用する事業主に対して助成措置（トライアル雇用奨励金）をしています。 	国（東京労働局）	<p>◆トライアル雇用制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るため、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試用雇用する事業主に対して助成措置（トライアル雇用助成金）をしています。 	国（東京労働局）
人間関係の悩みや漠然とした不安・孤独などの相談窓口					
197	都民安全推進本部	<p>◆「東京都若者総合相談（・ə・）／若ナビ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関につなぐなどして、相談者の悩みや不安の解消を図っています。若者が多く集まる「カフェ」に相談員を派遣して行う派遣型面接相談も行っています。 	都	<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者を対象とした電話、メール及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししています。 	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
1-（5）ひきこもり対策					
相談支援の充実					
198	福祉保健局	<p>◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもりで悩んでいる本人や家族、友人などからのメール・電話等により相談に応じ、ひきこもりから脱する方法や支援機関の紹介などを行っています。 平成26年度からは家庭等への訪問相談を開始し、都内全区市町村で申込受付を行っています。概ね5回の訪問を行い、必要な支援を見立てて支援機関につなぎます。 ※国が、都道府県及び政令指定都市への設置を促進する「ひきこもり地域支援センター」に位置付けられています。 家庭等への訪問相談を通じて、ひきこもりの若者の実情を把握し、調査研究を行うことで、効果的な支援手法の確立を目指していきます。 	都	<p>◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり状態にある本人やそのご家族等を対象に、電話、メール、訪問による相談を受け付けています。（厚生労働省「ひきこもり対策推進事業」におけるひきこもり地域支援センターに位置付け） 訪問相談については、これまで対象年齢の上限を概ね34歳までとしていましたが、令和元年6月から35歳以上の方への支援も開始し、第一次相談窓口としての機能を強化しています。 より相談しやすい環境を整備するため、令和元年度から電話相談をフリーダイヤル化しています。また、家族支援として家族セミナー・個別相談会を実施しています。 	都
199	都民安全推進本部	<p>◆「ひきこもり等に係る連絡調整会議」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり状態にある若者に関わる福祉、医療、教育、就労などの関係機関を委員とした「ひきこもりに係る連絡調整会議」を開催し、ひきこもりに関わる相談機関の実務的な連携強化を図っています。 また、NPO法人等の支援団体からの意見聴取を通じて、民間事業者も含めた支援機関の一層の連携強化を促進しています。 	都	(事業終了)	
新規	福祉保健局			<p>◆「東京都ひきこもりに係る支援協議会」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 学識経験者、家族会・当事者団体、相談・支援に係わる関係機関や区市町村による「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、年齢等による切れ目のないきめ細かい支援の実現に向け、支援の在り方等について検討します。 	都
200	都民安全推進本部（再掲 No.197）	<p>◆「東京都若者総合相談（・ə・）／若ナビ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関につなぐなどして、相談者の悩みや不安の解消を図っています。若者が多く集まる「カフェ」に相談員を派遣して行う派遣型面接相談も行っています。 	都	<p>◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者を対象とした電話、メール及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししています。 	都
支援体制の強化（NPO等の団体育成、人材育成）					
201	福祉保健局	<p>◆東京都若者社会参加応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者の自立支援に取り組むNPO法人等が、都が策定した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿った事業を、適正かつ継続的に実施することができるかを評価して登録するとともに、登録制度に参加するNPO法人等が継続的・安定的に活動できるよう、支援技術や経営能力の向上に向けたサポートを行っています。平成27年度現在、14団体が都の協力団体として参加しています。 ひきこもり等の若者を支援している団体等を対象に、ひきこもり支援に資するセミナー等を開催するとともに支援団体間の交流の促進を図っています。 	都	<p>◆東京都若者社会参加応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 都の作成した「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って活動するNPO法人等の民間支援団体を選定・評価の上登録し、都民や区市町村等に周知しています。 令和元年度現在、22の民間支援団体が登録事業に参加しています。 	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
202	都民安全推進本部	<p>◆地域におけるひきこもり等対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な自治体である区市町村における支援体制を整備するため、ひきこもり等の若者やその家族等から相談を受け付ける体制を整備する区市町村に対して費用の一部を補助しています。区市町村の事業立ち上げに当たっては、東京都若者社会参加応援事業に参加するNPO法人等との連携を推奨しています。 ・区市町村職員向けに情報交換会、実地研修を行い、住民に身近な地域で地域の実情に即した地域連携ネットワークによる多面的な支援体制の整備を図っています。 	都	<p>◆地域における若者の自立等支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに応じて、区市町村において若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して費用の補助行っています。 ・区市町村職員向けの情報交換会や地域支援者向けの講習会を実施しています。 	都
203	福祉保健局	<p>◆生活困窮者自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。 	区市、町村は都	<p>◆生活困窮者自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。 	区市、町村は都
普及・啓発					
204	福祉保健局	<p>◆ひきこもり支援の在り方を検討するシンポジウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり等の状態にある本人や家族及び支援機関の関係者等を対象としたシンポジウムを開催し、望ましい支援の在り方などについて検討を行うとともに、問題の普及啓発を図っています。 	都	<p>◆ひきこもり支援の在り方を検討するシンポジウム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりについて悩んでいる家族向けに、ひきこもりについての講演会を開催しています。同時に、都内で支援を行っている民間支援団体及び公的機関による合同相談会を実施しています。 	都
205	都民安全推進本部	<p>◆地域支援者向け講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりや中途退学等の課題を抱える家族を支援につなげるため、地域で支援に取り組む民生委員・児童委員等の方々向けに講習会を開催するとともに、家族との関わり方や関係機関一覧等を掲載したハンドブックを作成・配布しています。 ・ひきこもり相談機関等の利用を呼びかける家庭向けチラシ、家族向けひきこもり対応マニュアルや高校中退者向けリーフレットを作成し、情報提供を行っています。 	都	<p>◆地域支援者向け講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、地域で支援に取り組む民生委員・児童委員等の方々向けに講習会を開催するとともに、家族の関わり方や関係機関一覧等を掲載したハンドブックを作成・配布しています。 	都
206	都民安全推進本部	<p>◆高校中退者等への支援フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退者や不登校経験者が多数在籍する通信制サポート校の活動を支援するために、都が協力して設立された「通信制サポート校・東京ネットワーク」との共催により、高校中退者等への支援活動を周知するためのフォーラムを開催しています。 	都	(事業終了)	
1-（6）非行・犯罪に陥った子供・若者への支援					
少年非行防止・保護総合対策の推進					
207	警視庁	<p>◆補導活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。 	都	<p>◆補導活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。 	都
208	警視庁	<p>◆犯罪被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JKリフレ」等青少年の性を売り物とする新たな形態の営業に対する実態把握及び取締りを推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。 	都	<p>◆犯罪被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる「JKビジネス」に関連して生じる諸問題に対し、特定異性接客営業等の規制に関する条例等に基づき、営業の更なる事態把握、行政・司法の両面から取締りの徹底及び教育・啓発活動の強化等を推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。 	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
209	都民安全推進本部	◆犯罪防止活動 ・都立高校等へ出張し、未成年者を特殊詐欺の加害者（受け子）及び暴力団員にさせないための防犯講話を実施しています。	都	◆犯罪防止活動 ・都立高校等へ出張し、未成年者を特殊詐欺の加害者（受け子）及び暴力団員にさせないための防犯講話を実施しています。	都
210	警視庁	◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	都 区市町村	◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	都 区市町村
「万引き」防止対策					
211	都民安全推進本部 警視庁	◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」 ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人にできることを協議しています。	都	◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」 ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人にできることを協議しています。	都
212	都民安全推進本部	◆「子供に万引きをさせないキャンペーン取組推進モデル地区」の選定 ・学校や地域における関係団体と連携し、フォーラムを開催しているほか、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、児童・生徒に配布しています。 ・東京都万引き防止官民合同会議と連携し、「万引きをしない、させない、見逃さない」社会環境を作るためのキャンペーンや、警視庁や事業者と共同して「万引きをしにくい店舗」づくりを実施しています。	都 区市町村	◆「子供に万引きをさせないキャンペーン取組推進モデル地区」の選定 ・都内全小学校の中から子供の万引き防止をテーマとした「健全育成音楽劇」の実施校を選定し、各校や各地域の実態に合わせた内容で開催することで、児童・保護者・地域への啓発活動を行っている。また、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、小学校2年生、5年生、中学校2年生の児童・生徒に配布している。 ・東京万引き防止官民合同会議と連携し、「万引きをしない、させない、見逃さない」社会環境を作るためのキャンペーンや、警視庁や事業者と共同して「万引きをしにくい店舗」づくりを実施しています。	都
違法薬物の対策強化					
213	福祉保健局 警視庁	◆薬物乱用のない社会づくり ・「東京都薬物乱用対策推進計画（平成25年度改定）」を策定し、関係機関と連携して、「指導・取締りの強化」、「啓発活動の拡大と充実」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・青少年を中心に危険ドラッグの乱用が拡大している実態を踏まえ、特に危険ドラッグ対策について、「規制」・「監視」・「啓発」の3つの視点から重点的に取り組まします。	国 都	◆薬物乱用のない社会づくり ・「東京都薬物乱用対策推進計画（平成30年度改定）」を策定し、関係機関と連携して、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・危険ドラッグ対策について取組を継続していくとともに、若い世代を中心に大麻の乱用が拡大している実態を踏まえ、青少年に対し大麻の危険性・有害性について啓発を強化していきます。 ・小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。	国 都
相談体制の充実					
214	都民安全推進本部	◆非行少年立ち直りワンストップセンター「びあすぼ」の運営 ・非行少年の就学・就労・生活全般の悩みに関する相談対応や居場所提供等の各種支援を行う通所型ワンストップセンター「びあすぼ」をNPO団体に委託し運営しています。	都	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししています。	都
215	都民安全推進本部	◆東京都子供・若者支援協議会の運営 ・非行少年の立ち直りに関する関係機関との情報共有等を通し、連携して非行少年の立ち直りを支援していきます。	都	◆「子供・若者支援協議会」の運営 ・矯正・更生保護、保健、医療、福祉、雇用の各分野の機関からなる協議会を設置し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施していくために協議しています。	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
雇用対策・就労支援等の立ち直り活動					
216	警視庁	◆「農業体験」や「就労支援」の実施 ・都内4か所の農園と協力した農業体験や、関係機関と連携した就労支援など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。	都	◆「農業体験」や「就労支援」の実施 ・都内4か所の農園と協力した農業体験や、関係機関と連携した就労支援など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。	都
217	都民安全推進本部	◆協力雇用主制度の普及啓発 ・犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない人たちの事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力している民間の事業主の方々がいます。 ・法務省や保護観察所と連携し、協力雇用主制度の普及・啓発を行い、非行歴のある少年の就労を支援していきます。	都	◆協力雇用主制度の普及啓発 ・非行からの立ち直りに関する研修会等において、協力雇用主による講演を実施するほか、法務省作成の協力雇用主制度のリーフレットやアンケート結果を配付し、保護司・民間支援団体・公的機関の職員等が制度や実態を知る機会を作る場を設けている。 ・法務省の依頼により、協力雇用主の登録拡大に向けた広報等への協力を区市町村に呼びかけている。	都
218	都民安全推進本部	◆自治体における就労支援 ・保護観察対象少年を臨時職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。	都 区市町村	◆自治体における就労支援 ・保護観察対象少年を臨時職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。	都
219	—	◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援 ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。	国（東京労働局）	◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援 ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。	国（東京労働局）
非行少年の立ち直りを支援する社会づくり					
220	都民安全推進本部	◆少年非行問題に関する啓発活動 ・少年非行問題を理解し、地域における立ち直り支援の機運を醸成するため、シンポジウム形式の啓発イベントを開催しています。	都	◆少年非行問題に関する啓発活動 ・非行少年の立ち直り支援に関する研修会（講演・パネルディスカッション・グループワーク）を開催し、地域の支援者等が連携して支援を行うためのノウハウを提供する場を設けている。	都
221	都民安全推進本部	◆“社会を明るくする運動”の推進 ・法務省東京保護観察所との連携により、犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの立ち直りを地域の子カラで支援し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とする全国的な運動を推進しています。	国 都 区市町村	◆“社会を明るくする運動”の推進 ・各種行事において東京都推進委員会委員長（東京都知事）から運動の推進を図るための挨拶を述べるほか、シンポジウムでは職員がパネリストとして出席し同運動に対する都民の意識啓発を行っている。	国 都 区市町村
222	都民安全推進本部	◆「少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会」 ・法務省や東京都保護司会連合会、東京更生保護施設連盟などの関係機関が構成メンバーとなり、地域の中で少年院出院者等の立ち直りに向けて取り組む保護司の方々の活動を支援するために協議しています。	都	◆「子供・若者支援協議会」の運営 ・矯正・更生保護、保健、医療、福祉、雇用の各分野の機関からなる協議会を設置し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施していくために協議しています。	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
少年鑑別所					
223	—	<p>・少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。</p> <p>◆鑑別</p> <p>・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。</p> <p>・鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。</p>	法務省	<p>・少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。</p> <p>◆鑑別</p> <p>・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。</p> <p>・鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。</p>	法務省
224	—	<p>◆法務少年支援センター</p> <p>・少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。</p> <p>・また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。</p>	法務省	<p>◆法務少年支援センター</p> <p>・少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。</p> <p>・また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。</p>	法務省
少年院					
225	—	<p>・少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。</p> <p>◆矯正教育</p> <p>・少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。</p> <p>・少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。</p> <p>・また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰宅先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。</p>	法務省	<p>・少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。</p> <p>◆矯正教育</p> <p>・少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。</p> <p>・少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。</p> <p>・また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰宅先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。</p>	法務省
更生保護					
226	—	<p>・更生保護は、罪を償い、再発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。</p> <p>更生保護の内容には、主なものとして次のようなものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保護観察 2 応急の救護等及び更生緊急保護 3 仮釈放・少年院からの仮退院等 4 生活環境の調整 5 恩赦 6 犯罪予防活動 	法務省	<p>・更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に指導・支援することにより、再犯・非行を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助ける仕組みであり、保護観察所において、保護司や更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちが、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されています。</p> <p>・更生保護の内容には、主なものとして、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放・少年院からの仮退院等、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動、があります。</p>	法務省

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
1-（7）ひとり親家庭に育つ子供への支援					
相談体制の整備					
227	福祉保健局	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・面会交流支援事業を実施します。	都	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施します。	都
228	福祉保健局	◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
229	福祉保健局 (再掲 No.203)	◆生活困窮者自立支援事業 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。	区市、 町村は都	◆生活困窮者自立支援事業 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立支援相談支援窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。	区市、 町村は都
230	生活文化局	◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。	都	◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。	都
就業支援					
231	福祉保健局 (再掲 No.227)	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行います。	都	◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・また、親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行います。	都
232	福祉保健局	◆在宅就業推進事業 ・在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行います。	都	◆在宅就業推進事業 ・在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行います。	都
233	福祉保健局	◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業相談支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。	区市、 町村は都	◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。	区市、 町村は都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
234	産業労働局	◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。	都	◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。	都
235	—	◆マザーズハローワーク事業 ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行っています。	国（東京労働局）	◆マザーズハローワーク事業 ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行っています。	国（東京労働局）
236	産業労働局	◆公共職業訓練の実施 ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。 ・母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。	都	◆公共職業訓練の実施 ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。 ・母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練の受講機会の確保を図ります。	都
237	福祉保健局	◆母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。	区市町村	◆母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。	区市町村
238	福祉保健局	◆生活保護受給者等就労自立促進事業 ・生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労支援の充実・強化を図るため、各ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、福祉事務所等から就労支援の要請があった場合に、担当制による個別支援等を実施するほか、ハローワークから福祉事務所へ定期的な巡回相談等を実施するなど、自立相談支援機関とハローワークが連携して支援を行います。	区市、町村は都国（東京労働局）	◆生活保護受給者等就労自立促進事業 ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。	区市、町村は都国（東京労働局）
239	福祉保健局 (再掲 No.125)	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、町村は都	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、町村は都
240	福祉保健局	◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、町村は都	◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、町村は都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
241	福祉保健局	◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、 町村は都	◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、 町村は都
子育て支援・生活の場の整備					
242	福祉保健局	◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ・ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。	区市、 町村は都	◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ・ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。	区市、 町村は都
243	福祉保健局 (再掲 No.128)	◆ひとり親家庭の子供の学習支援の推進 (ひとり親家庭の子供サポートモデル事業) ・ひとり親家庭に育つ子供(小学4年生から高校生)に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣型の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援します。 (学習支援の推進) ・ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援(学習支援ボランティア事業又は生活困窮者自立支援法の学習支援事業)について、都内全域での実施を推進します。	都	(No.228「ひとり親家庭等生活向上事業」で実施しています)	
244	福祉保健局 (再掲 No.127)	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援 ・生活困窮者自立支援法に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取り組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取組により、都内全域での支援体制を整備していきます。	区市、 町村は都	◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市(町村は都)において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育環境の改善に関する支援を行います。	区市、 町村は都
245	福祉保健局 (再掲 No.129)	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	区市町村	◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	区市町村
246	福祉保健局 (再掲 No.126)	◆被保護者自立促進事業 ・小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用(小中学生のみ)、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給します。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行います。	区市、 町村は都	◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小4~高校生の学習環境整備支援費(塾代)、大学等進学支援費(大学等受験料)等を補助している。	区市、 町村は都
247	住宅政策本部	◆都営住宅の優先入居 ・ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	都	◆都営住宅の優先入居 ・ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
	新規	住宅政策本部		<p>◆公社住宅における優先入居制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（倍率優遇制度の実施）一般賃貸住宅の新築（建替）住宅募集（抽選方式）において、ひとり親世帯等を対象に抽選時の当選確率を一般申込者より5倍の優遇します。 ・（優先申込制度の実施）あき家先着順募集においてはひとり親世帯等が優先的に申し込める期間（募集開始から7日間）を設定します。 ・（ひとり親世帯への支援）住宅問題の解消に向け、東京都住宅供給公社と自治体が連携し、相談会を開催。本来、月収として含まない「児童育成手当」や「児童扶養手当」を、月収額に合算して収入審査を実施。あき家先着順募集において、「子どもが18歳になる年度の末日まで」又は「3年間」対象住戸の家賃を20%割引します。 	東京都住宅供給公社
248	住宅政策本部	<p>◆居住支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、「東京都住居支援協議会」では、区市町村における「居住支援協議会」の設立を支援するとともに、その活動を支援します。 	都	<p>◆居住支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者（障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、「東京都住居支援協議会」では、区市町村における「居住支援協議会」の設立を支援するとともに、その活動を支援します。 	都
	新規	住宅政策本部		<p>◆住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者賃貸住宅の登録手数料の無料化や、家賃低廉化等に係る区市町村への補助等を通じ、登録住宅の普及促進を図ります。 また、登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。 	都
249	福祉保健局	<p>◆母子生活支援施設等の支援力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。 	都	<p>◆母子生活支援施設等の支援力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。 	都
250	福祉保健局	<p>◆施設に入所する子供の自立支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。 	都	<p>◆施設に入所する子供の自立支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。 	都
経済的支援					
251	福祉保健局	<p>◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。（事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類） 	都	<p>◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。事業開始、事業継続、修学（母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付）、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類。 	都
252	福祉保健局	<p>◆ひとり親家庭等医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。 	区市町村	<p>◆ひとり親家庭等医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。 	区市町村
253	福祉保健局	<p>◆自立援助促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。 	都	<p>◆自立援助促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。 	社会福祉法人東京都社会福祉協議会

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
254	福祉保健局	◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	都	◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	都
1-（8）自殺対策					
相談・支援の充実による自殺防止					
255	福祉保健局	◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。	都	◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。	都
256	福祉保健局	◆こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク ・自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。	都 区市町村	◆こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク ・自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。	都 区市町村
257	福祉保健局	◆自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成） ・自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。	区市町村	◆自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成） ・自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。	区市町村
258	都民安全推進本部（再掲 No.197）	◆「東京都若者総合相談（・ə・）／若ナビ」の運営 ・主に18歳以上の若者を対象とした電話及びメールによる総合的な相談窓口として、人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独などの相談を継続的に受け止め、解決に向けての助言を行い、必要に応じて相談内容に応じた関係機関につなぐなどして、相談者の悩みや不安の解消を図っています。若者が多く集まる「カフェ」に相談員を派遣して行う派遣型面接相談も行っています。	都	◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール及び来所による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押ししています。	都
自殺未遂者に対する支援					
259	福祉保健局	◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～ ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。	都	◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～ ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。	都
1-（9）特に配慮が必要な子供・若者への支援					
① 外国人等					
就学相談					
260	教育庁	◆就学支援 ・就学年齢に達した外国人の子供が確実に就学できるよう、外国人の子供の保護者が日本の学校生活についての理解を深めるための資料「学校ガイドブック」をホームページに掲載しています。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。	都 区市町村	◆就学支援 ・就学年齢に達した外国籍の子供や帰国児童・生徒で、日本語能力が不十分な者に対しては、日本語学級において日本語の習得を目的とした授業を行っています。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。	都 区市町村

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
児童・生徒相談等（東京都教育相談センター）					
261	教育庁	◆外国語による教育相談の充実 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応しています。	都	◆外国語による教育相談の充実 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応しています。	都
262	教育庁	◆進路相談会 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。	都	◆進路相談会 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。	都
263	教育庁	◆外国人児童・生徒 ・生徒相談に係る情報の提供・区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。 「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版） ・「公立学校に在学する在日外国人幼児、児童・生徒に関する教育指導について」（通知）を区市町村教育委員会及び都立学校長宛てに発出し、日常の指導上の留意点等について周知しています。	都 区市町村	◆外国人児童・生徒 ・生徒相談に係る情報の提供・区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。 「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版）	都 区市町村
日本語指導等の充実					
264	教育庁	◆日本語指導のための教材の充実 ・日本語指導のための教材「たのしいがっこう」のホームページへの掲載を継続するとともに、区市町村教育委員会と連携し、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導を充実します。	都 区市町村	◆日本語指導のための教材の充実 ・日本語指導のための教材「たのしいがっこう」のホームページへの掲載を継続するとともに、区市町村教育委員会と連携し、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導を充実します。	都 区市町村
265	教育庁	◆都立高校における教育の充実 ・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の入学者選抜の適切な募集枠を検討していきます。 ・日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行います。 ・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。	都	◆都立高校における教育の充実 ・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒対象」の入学者選抜の適切な募集枠を検討していきます。 ・日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行います。 ・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
② 難病等					
相談支援体制					
266	福祉保健局	<p>◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p> <p>(1) 相談支援 ・児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した電話相談や小児慢性特定疾病児童等の養育経験者等によるピアカウンセリングを行います。</p> <p>(2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援 ・自立・就労の円滑化を図るため、地域の社会資源を活用し、各種支援策の利用計画の作成・フォローアップや関係機関との連絡調整を行うことにより、利用者の環境等に応じた支援を行います。</p>	都	<p>◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p> <p>・慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。</p>	都
267	教育庁	<p>◆院内学級</p> <p>・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員がベッドサイドを訪問して行う「訪問教育」により、病院内教育を行っています。</p>	都	<p>◆院内学級</p> <p>・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員がベッドサイドを訪問して行う「訪問教育」により、病院内教育を行っています。</p>	都
268	福祉保健局	<p>◆難病相談・支援センターの運営</p> <p>・地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行っています。</p>	都	<p>◆難病相談・支援センターの運営</p> <p>・地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行っています。</p>	都
269	—	<p>◆発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金</p> <p>・難病のある方は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。</p> <p>・こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。</p> <p>・難治性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。</p>	国（東京労働局）	<p>◆特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）</p> <p>・難病のある方は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。</p> <p>・こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。</p> <p>・難治性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。</p>	国（東京労働局）
270	産業労働局 (再掲 No.182)	<p>◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金</p> <p>・発達障害者及び難治性疾患患者の雇用拡大と職場定着を促進しています。</p>	都	<p>◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金</p> <p>・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進しています。</p>	都
271	—	<p>◆難病患者就職サポーター</p> <p>・ハローワークの障害者の専門援助窓口「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。</p>	国（東京労働局）	<p>◆難病患者就職サポーター</p> <p>・ハローワークの障害者の専門援助窓口「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。</p>	国（東京労働局）
③ 性同一性障害等					
相談支援体制					
新規	総務局			<p>◆性自認及び性的指向に関する専門電話相談</p> <p>・性自認及び性的指向に係る様々な問題について、当事者やその家族等から電話相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性自認及び性的指向に関する相談者の悩みや不安の解消を図っています。</p>	都

「東京都子供・若者計画」掲載事業の現在の状況について（令和元年7月1日現在）

11月27日開催
第二回専門部会[資料3]

資料2-2

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
2 被害防止と保護					
2-（1）児童虐待防止対策					
未然防止対策					
272	福祉保健局	◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業） ・保健師等の専門職を配置して、妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対し、専門職の配置経費を補助し、取組の一層の充実を促します。	区市町村	◆出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業） ・全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援します。	区市町村
273	福祉保健局	◆子育てスタート支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊婦から産後までの切れ目ないサポート体制の確立を支援します。	区市町村	（事業終了）	
274	福祉保健局	◆乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組み区市町村を支援します。	区市町村	◆乳幼児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組み区市町村を支援します。	区市町村
275	福祉保健局	◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、子供家庭支援センターの取組を支援しています。 ・子供家庭支援センターは、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供や調整、関係機関や団体のコーディネート機能として、子育て支援ネットワークの核となっています。 ・また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援しています。	区市町村	◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供、調整機能、関係機関や団体のコーディネート機能として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
276	福祉保健局	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村
277	福祉保健局	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	区市町村	◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	区市町村
早期発見・早期対応					
278	福祉保健局	◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 ・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。	区市町村	◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 ・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。	区市町村
279	福祉保健局	◆児童相談所の体制と取組の強化 ・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	都	◆児童相談所の体制と取組の強化 ・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	都
280	教育庁	◆学校における対応力強化 ・研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、研修に取り組めます。	小・中：区市町村 高：都 25/30	◆学校における対応力強化 ・研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、支援しています。	小・中：区市町村 高：都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
281	福祉保健局	◆医療機関における虐待対応力の強化 ・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。	都	◆医療機関における虐待対応力の強化 ・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。	都
282	福祉保健局	◆児童虐待防止の普及啓発 ・児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。	都 区市町村	◆児童虐待防止の普及啓発 ・児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。また、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に盛り込まれている「体罰によらない子育て」を具体化し、訴求力のある普及啓発を展開していきます。	都 区市町村
2-（2）社会的養護体制の充実					
家庭的養護の充実					
283	福祉保健局	◆家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進 ・平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していきます。 ・養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実します。また、乳児期からの委託を促進します。 ・養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。 ・児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。 ・3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。	都	◆家庭的養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進 ・令和11年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームを推進していきます。 ・養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実します。また、乳児期からの委託を促進します。 ・養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。 ・児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。 ・3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。	都
施設養護の機能強化					
284	福祉保健局	◆児童福祉施設の整備 ・児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。	都	◆児童福祉施設の整備 ・児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。	都
285	福祉保健局	◆サテライト型児童養護施設の設定 ・施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図ります。	都	◆サテライト型児童養護施設の設定 ・施設不在地域にグループホーム等の設置を促進するため、グループホーム等の後方支援員を配置したサテライト児童養護施設を設置し、併せて地域の支援の強化を図ります。	都
286	福祉保健局	◆専門養育機能強化型乳児院制度 ・精神科医師や治療指導担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど養育機能を強化した専門養育機能強化型乳児院を試行し、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた乳幼児の心身の回復を図り、その保護者等に対する支援を充実することにより、入所児童の家庭復帰の促進を図ります。	都	◆乳児院の家庭養育推進事業 ・乳児院に対して、通常の乳児院の職員配置に加え、治療的・専門的ケアが必要な児童及び保護者に対する手厚い支援ができる体制等を整備します。	都
287	福祉保健局	◆専門機能強化型児童養護施設制度 ・虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。	都	◆専門機能強化型児童養護施設制度 ・虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
288	福祉保健局	◆連携型専門ケア機能モデル事業 ・都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。	都	◆連携型専門ケア機能モデル事業 ・都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。	都
289	福祉保健局	◆児童養護施設等の人材育成 ・多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援します。	都	◆児童養護施設等の人材育成 ・多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のキャリアアップを支援する。	都
自立支援					
290	福祉保健局	◆東京都児童自立サポート事業 ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。	都	◆東京都児童自立サポート事業 ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。	都
291	福祉保健局	◆フレンドホーム事業 ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。	都	◆フレンドホーム事業 ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。	都
292	福祉保健局	◆養護児童に対する自立支援機能の強化 ・児童養護施設等入所児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、児童養護施設に配置している自立支援コーディネーターによる支援の充実を図ります。 ・児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します。 ・施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。 ・施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。	都	◆養護児童に対する自立支援機能の強化 ・児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行います（自立支援強化事業）。 ・児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図ります（児童養護施設における学習・進学支援等）。 ・児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します（ジョブ・トレーニング事業）。 ・施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。 ・施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図ります。 ・措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給します（社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援）。	都
293	福祉保健局 (再掲 No.254)	◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	都	◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	都
子供の権利擁護					
294	福祉保健局	◆被措置児童等虐待の防止・対応強化 ・「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。	都	◆被措置児童等虐待の防止・対応強化 ・「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
2-（3）子供・若者の福祉を害する犯罪対策等					
① 児童ポルノ対策					
未然防止					
295	都民安全推進本部	◆被害防止啓発用リーフレットの作成 ・児童ポルノの根絶に資する被害防止啓発用リーフレットを作成し、国立・私立の都内全小学校（特別支援学校を含む。）高学年の保護者向けに配布しています。	都	◆被害防止啓発用リーフレットの作成 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらの防止啓発用リーフレットを作成し、都内全小5、中1及びその保護者向けに配布しています。	都
296	警視庁	◆広報ポスターの作成 ・児童ポルノ犯罪防止広報啓発用ポスターを作成し、官公庁、都内小中高等学校、都内主要駅等に掲示を依頼します。	都	(恒常的には実施していません)	
297	都民安全推進本部	◆インターネット利用適正化促進事業 ・児童ポルノの被害を防止するため、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの利用促進やインターネット利用のルールづくりを進めます。	都	◆インターネット利用適正化促進事業 ・児童ポルノの被害を防止するため、携帯電話・スマートフォンへのフィルタリングの利用促進やインターネット利用のルールづくりを進めています。	都
298	都民安全推進本部	◆児童ポルノ根絶等の啓発講演会 ・青少年地区委員や保護者、教職員等に普及啓発講演会等を実施します。	都	◆ファミリールール講座 ・ネット利用に起因する「自撮り被害」や、SNS利用に伴うトラブル等の被害の実態やそれらから身を守るための講座を開催し、家庭でのルール作りの推進や、大学生を活用したグループワークなどを実施しています。	都
相談支援					
299	福祉保健局 警視庁	◆被害児童の支援活動の推進 ・児童相談所における被害児童等への支援 ・少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援	都	◆被害児童の支援活動の推進 ・児童相談所における被害児童等への支援 ・少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援	都
300	警視庁	◆STOP!児童ポルノ・情報ホットライン ・警視庁では、児童ポルノ根絶に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる24時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。	都	◆STOP!児童ポルノ・情報ホットライン ・警視庁では、児童ポルノ根絶に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる24時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。	都
② 犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援					
犯罪被害者への情報提供					
301	警視庁	◆被害者の手引の作成・配布 ・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。	都	◆被害者の手引の作成・配布 ・犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。	都

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）			
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体		
302	警視庁	◆被害者連絡制度 ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。	都	◆被害者連絡制度 ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。	都		
相談・カウンセリング体制の整備							
303	警視庁	◆「犯罪被害者ホットライン」 ・主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるこころの悩み相談に応じています。	都	◆「犯罪被害者ホットライン」 ・主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるこころの悩み相談に応じています。	都		
新規	警視庁		都	◆「ハートさん#8103」 ・被害が潜在化しやすい性犯罪被害者への支援を拡充するため、全国共通短縮ダイヤルを導入し、ダイヤルすると発信された地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながり、24時間・365日（一部を除く。）対応しています。	都		
304	総務局	◆東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター内） ・東京都総合相談窓口は、東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが協働で運営しています。被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその家族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として活動しています。窓口では、電話相談、面接相談、裁判所や病院、警察署などへの付き添い支援、精神科医等によるカウンセリングを行っています。	都	◆東京都総合相談窓口（被害者支援都民センター内） ・東京都総合相談窓口は、東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが協働で運営しています。被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその家族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として活動しています。窓口では、電話相談、面接相談、裁判所や病院、警察署などへの付き添い支援、精神科医等によるカウンセリングを行っています。	都		
305	総務局	◆性暴力救援ダイヤル N a N a ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と民間支援団体が連携して相談ダイヤル（性暴力救援ダイヤル N a N a）を設け、24時間365日被害者からの相談を受け付けています。 ・民間支援団体の相談員が、被害者の状況に応じて、都内全域に確保した協力医療機関や警察に付き添います。また、中長期的な精神的ケア等が必要な場合は専門的な機関につながります。	都	◆性暴力救援ダイヤル N a N a ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京（SARC東京）が連携して相談ダイヤル「性暴力救援ダイヤル N a N a」を設け、24時間365日被害者からの相談を受け付けています。 ・S A R C 東京の相談員が、被害者の状況に応じて、都内協力医療機関や警察に付き添います。また、精神的ケア等が必要な場合は専門的な機関につながります。	都		
新規	総務局			◆「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談（東京都人権プラザ） ・インターネット上の書き込みなどが名誉毀損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たると思われる法律問題について、相談予約電話を受け付けた後、弁護士が面接により相談に応じます。	都		
306	警視庁	◆カウンセリング制度 ・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。	都	◆カウンセリング制度 ・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。	都		

現行の東京都子供・若者計画の記載内容（平成27年8月策定）				現在の状況（令和元年7月1日現在）	
No.	所管局	取組内容	実施主体	現在の取組内容	実施主体
精神的・経済的負担の軽減に関する制度					
307	警視庁	◆協力医療機関制度 ・警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます。	都	◆協力医療機関制度 ・警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます。	都
308	警視庁	◆犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度 ・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害直後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。	都	◆犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度 ・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害直後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。	都
309	警視庁	◆犯罪被害者に対する公費支出制度 ・犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件の下、公費で支出する制度があります。	都	◆犯罪被害者に対する公費支出制度 ・犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件の下、公費で支出する制度があります。	都
310	東京都公安委員会	◆犯罪被害給付制度 ・殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 ・遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。	国	◆犯罪被害給付制度 ・殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 ・遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。	都
新規	総務局 警視庁			◆犯罪被害遺児に関する支援施策 ・犯罪により家族を亡くした児童(以下「被害遺児」という。)を社会全体で支える活動の一環として、協力団体等と協働で各種イベントへの被害遺児の招待活動を行っています。	都
犯罪被害者支援体制					
311	警視庁	◆犯罪被害者支援連絡会 ・犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。	都	◆犯罪被害者支援連絡会 ・犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。	都